

## 定 款 の 変 更

### I. 変更の趣旨

総会・理事会の開催通知及び総会表決における電磁的な方法の利用、貸借対照表の公告の方法を定める等のために定款の変更を行う。

### II 変更の内容

#### 1 電磁的な方法の利用

総会・理事会の開催通知及び総会表決における電磁的な方法の利用が認められていることから、電磁的な方法が利用できる旨規定する。

(第24条3項、第28条2項、第29条1項2号、第33条3項)

#### 2 貸借対照表の公告

特定非営利活動促進法の一部改正で、貸借対照表の公告が義務化されたことに伴い、公告の方法を協会のホームページとすることを規定する。(第55条)

(参考)

平成28年の法改正により、NPO法人は、毎事業年度、次の①～④のうち定款で定める方法により貸借対照表を公告することが義務付けられた。

ア 官報に掲載する方法 (第1号)

イ 日刊新聞紙に掲載する方法 (第2号)

ウ 電子公告 (第3号)

エ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法 (第4号)

#### 3 その他条文の整備

(第23条2項3号、第37条1項2号)

以 上